

3. 生物調査

平成 28 年 7 月から 9 月を中心として、13 機関が参加して生物調査を実施したところ、東京湾内、東京湾に流入する主な河川及びその水系において、プランクトンや、アサリやハマグリなどの貝類、マハゼなどの魚類を確認されました。また、白子川・石神井川においては、環境省第 4 次レッドリストに該当する、ニホンウナギ、ギバチ、及びドジョウを確認した報告がありました。



アサリ



マハゼ

4. 環境啓発活動等のイベント

平成 28 年 6 月から 8 月を中心に、水辺の自然に親しみを持ってもらうことを目的とし、海水浴場体験や、水環境体験ツアー、夏休み親子ハゼ釣り教室など様々なイベントが 12 件開催されました。



海水浴場体験



親子ハゼ釣り教室

【平成 28 年度東京湾環境一斉調査報告書 HP 掲載場所】

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TB_Renaissance/Monitoring/General_survey/index.htm



平成 28 年度東京湾環境一斉調査の結果概要

1. 実施内容

(1) 水質調査

- ・実施日 平成 28 年 8 月 3 日 (基準日) を含む数日間
- ・調査内容 東京湾及び流域河川における水質調査 (調査項目は下記のとおり)
【海域】水温、塩分、溶存酸素量 (DO)、化学的酸素要求量 (COD)、透視度
【陸域】水温、化学的酸素要求量 (COD)、流量、溶存酸素量 (DO)、透視度
- ・参加機関数 142 機関

(2) 生物調査

- ・実施期間 平成 28 年 5 月～10 月
- ・調査内容 魚類、底生生物、プランクトン等の観測
- ・参加機関数 13 機関
- ・生物調査結果、データ報告数 12 件

(3) 環境啓発活動等のイベントの実施

- ・実施期間 平成 28 年 6 月～8 月
- ・活動内容 水質改善等に関する普及啓発活動などのイベントの実施
- ・参加機関 10 機関
- ・イベントの実施件数 12 件

2. 水質調査の結果

(1) 実施地点数 海域 226 地点 河川等 382 地点 計 608 地点

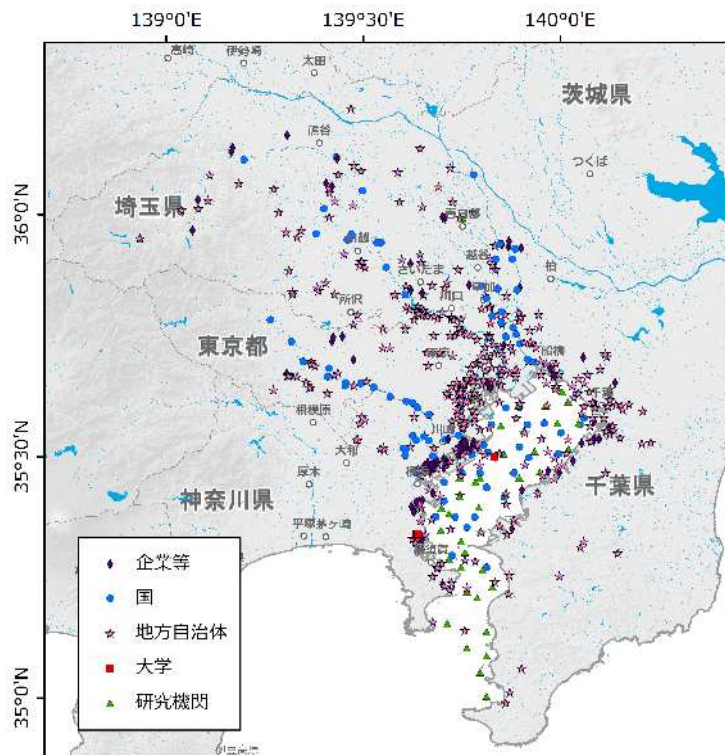


図 1 環境調査地点 (流域全体)

(2) 水温・塩分・溶存酸素(DO)・透明度の状況

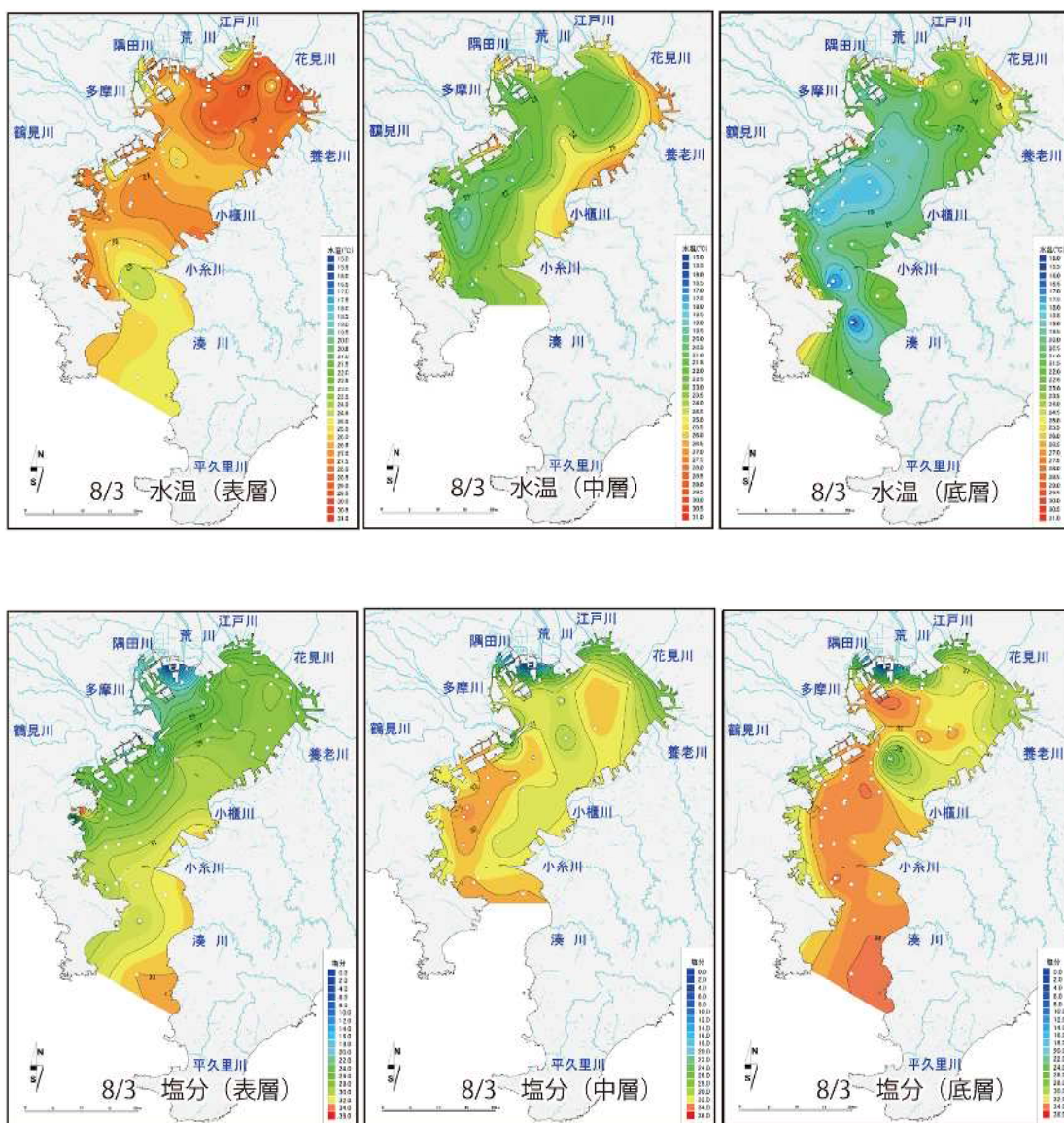
平成28年8月3日(基準日)の水温・塩分・DO・透明度の状況は、図2のとおりです。

表層(海面下1m)の水温は、東京湾全域でほぼ25以上であり、湾奥から湾央一帯にかけて、広い範囲で27以上となっていました。一方で、底層の水温は、沿岸の一部を除き、広い範囲で23以下となっていました。

塩分は、東京湾全域で底層よりも表層で低い傾向にあります。湾奥部の西側では、底層から表層で低い塩分濃度が観測されました。これは、荒川や多摩川などからの淡水の流入が影響していると考えられます。

底層の溶存酸素量(DO)は、湾奥から湾央一帯にかけて、広い範囲で低いDO濃度(2mg/L未満)が観測されました。このようなDO濃度が低い水は、「貧酸素水塊」と呼ばれ、水生生物の生息に悪影響を及ぼすことが知られています。

透明度は、湾口部では5~15mありますが、湾奥に向かって行くにしたがって低くなり、湾奥部の沿岸では、0.5m未満の低い値が観測されました。



参考

「東京湾再生推進会議」

平成 13 年 12 月に都市再生本部の都市再生プロジェクト（第三次決定）として、水質汚濁が慢性化している大都市圏の「海の再生」を図ることとされたことを受け、平成 14 年 2 月に関係省庁及び関係地方公共団体を構成員として設置された。平成 15 年 3 月に策定された「東京湾再生のための行動計画」については、平成 25 年 5 月に本行動計画の期末評価を実施した。また、平成 25 年からの「東京湾再生のための行動計画（第二期）」を策定し、引き続き取組を進めている。

なお、推進会議の下部機関として「幹事会」、「陸域対策分科会」、「海域対策分科会」、「モニタリング分科会」が設けられている。

「九都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会」

平成元年 6 月の「首都圏環境宣言」を踏まえ、九都県市（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県及び横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）が協調して取り組むべき方策を検討するため、平成元年 11 月に環境問題対策委員会のもとに設置された。東京湾の水質改善に係る下水道の整備、富栄養化対策等に関する事項の調査、検討、情報交換等を行っている。

平成元年当時は六都県市（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県及び横浜市・川崎市）

「東京湾岸自治体環境保全会議」

昭和 48 年 6 月に開催された「東京湾を囲む都市の公害対策会議」において東京湾の環境保全と広域的対策を図るための早急な機構整備の必要性が提案されたことを機に、昭和 50 年 8 月に設立された。東京湾岸に面する 1 都 2 県 16 市 1 町 6 特別区の 26 自治体で構成され、住民への環境保全に係る啓発や、連带的・統一的な環境行政の推進を目的に湾岸地域の環境保全に取り組んでいる。

「東京湾再生官民連携フォーラム」

「東京湾再生のための行動計画（第二期）」では、多様な関係者の参画による議論や行動の活発化・多様化を図るための組織の設立が掲げられた。このことから、平成 25 年 11 月に「東京湾再生官民連携フォーラム（以下「フォーラム」という）」が設立された。

フォーラムでは、東京湾再生に意欲を持つ多様な人々が集い、現状や課題を理解・共有し、共に解決策を模索し、東京湾の魅力を発掘・創出・発信すること等により、東京湾再生の輪を拡げる活動に取り組むこと、そうした活動から育成・醸成された多様な関係者の多様な意見を尊重しつつ総意をとりまとめ、「東京湾再生推進会議」へ提案する役割が期待されている。現在までに「東京湾環境モニタリングの推進プロジェクトチーム」を含め 9 つのプロジェクトチームが立ち上がっている。